

## 議案第71号

令和5年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和5年度亀山市下水道事業会計未処分利益剰余金86,040,983円のうち、17,130,715円を減債積立金に積み立て、68,910,268円を資本金へ組み入れるものとし、併せて令和5年度亀山市下水道事業会計決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月30日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

令和5年度亀山市下水道事業会計決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求め、決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定を求める。